

【茅ヶ崎市クラウドファンディング活用支援補助金】

よくあるお問い合わせ

目次

- 1 制度について
- 2 交付対象について
- 3 申請について
- 4 提出書類について
- 5 補助金の交付について

1 制度について

Q1-1 どのような制度か？

A1-1 目まぐるしく変化する社会情勢の中、市内事業者が販路開拓や新ビジネスの展開、業態転換等を図り、事業継続を行うため、近年新たな資金調達の仕組みとして注目されているクラウドファンディングを活用して資金調達を行った際の経費について、その一部の補助を行う制度です。

Q1-2 「クラウドファンディング」とは何か。

A1-2 クラウドファンディングとは、「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する仕組みことをいいます。資金調達といえば、金融機関からの借入や関係者からの出資などが一般的ですが、クラウドファンディングは運営事業者を通じてインターネット上で事業への支援者を募り、その手軽さや、事業の拡散性、新製品等のテストマーケティングにも使える有用性といった点が魅力です。近年新たな資金調達の仕組みとして注目されている資金調達方法です。

Q1-3 本補助金は先着順か？

A1-3 先着順ではありませんが、予算の限りとなります。予算を超える申請があり、予算の不足が見込まれる場合には、改めて、庁内において対応を検討していきます。

2 交付対象について

Q2-1 補助対象となる経費及び対象とならない経費について教えてください。

A2-1 対象となる経費は、クラウドファンディング運営事業者に支払った手数料（税抜）が対象です。

なお、クラウドファンディングを活用し、資金調達を行う際に発生した諸費用（HP サーバー代、写真撮影料、ページ作成委託料）等は対象となりません。

Q2-2 補助の対象となるものはどのようなものか

A2-2 市内に事業者を持つ中小企業者や、市内商店会団体が対象です。個人事業主でも対象となりますが、市内に開業届を提出していることが条件となります。

Q2-3 補助の対象となる事業はどのようなものか

A2-3 市内における創業に関する事業、市内における新商品開発や新サービスの企画、開発を行う事業、市内において新たな事業分野への展開を行う事業が対象です。

Q2-4 経営サポートや診断等を受けたら補助率が上がるのか。

A2-4 補助率は通常1/2ですが、申請時に茅ヶ崎市が認める経営相談、相談事業、経営サポートメニューを受け、所定の事業相談報告書を申請時に提出し、認められた場合補助率を2/3とします。(上限20万円) 具体的な相談窓口については、ご相談ください。

Q2-5 既に実施したものは対象になるのか。

A2-5 対象となりません。

申請前に資金調達が始まっているクラウドファンディング事業は対象となりません。
交付決定後に調達を行うものが対象となります。

Q2-6 市外在住だが、市内に店舗を持っており、その店舗での新製品開発にクラウドファンディングを行いたい。対象となるか

A2-6 市内店舗における新商品開発事業は対象となります。

Q2-7 市内在住で、市内に店舗を持っている。他市で店舗展開するためにクラウドファンディングを行いたい対象となるか

A2-7 本市における展開でないものは対象になりません。

Q2-8 市内で花火大会のようなイベント開催費の捻出のためにクラウドファンディングを行いたい。対象になるか

A2-8 市内での創業、新商品、サービス開発、事業分野展開以外の事業は対象になりません。

Q2-9 どこの運営事業者でも対象となるか

A2-9 運営事業者は特に指定していません。一般的に調達実績の多い、閲覧数のある事業者は、資金調達がしやすくなる傾向といわれています。

Q2-10 調達方法(ALL-in ALLor Nothing)どちらも対象か

A2-10 どちらも対象です。

オールイン、オールオアナッシングどちらも対象となります。

3 申請について

Q3-1 申請は何度もできるか

A3-1 同一申請者での申請は同年度内に1度のみとなります。

Q3-2 同一事業で、手数料に対する補助金を他から交付されている。併用はできるか

A3-2 併用できません。

Q3-3 資金調達期間が、3月31日をまたいでしまうが対象になるか

A3-3 対象になりません。

実績報告は、補助事業完了日（資金調達完了日）から30日を経過する日、もしくは交付決定日の属する年度の3月31日までに提出が必要となります。従って資金調達期間が3月31日をすぎる事業に関しては対象となりません。

Q3-4 同一事業で、手数料に対する補助金を他から交付されている。併用はできるか

A3-4 併用できません。

Q3-5 オールインで調達をおこなったが、目標調達額に満たず、手数料が予定より安くなった。交付決定額は変更になるか

A3-5 変更になります。実績報告にて手数料を報告していただく際に、補助事業の変更申請書を提出いただき、変更を行っていただきます。内容をもとに、交付決定変更通知書を発行します。

Q3-6 オールインで調達をおこなったが、目標調達額を超え、手数料が予定より多くなった。交付決定額は変更になるか

A3-6 変更になります。実績報告にて手数料を報告していただく際に、補助事業の変更申請書を提出いただき、変更を行っていただきます。内容をもとに、交付決定変更通知書を発行します。その際の上限額は20万円です

Q3-7 オールオアナッシングで調達をおこなったが、目標調達額に満たず終了し、手数料がかからなかった。交付決定額は変更になるか。

A3-7 実績報告にて手数料を報告していただく際に、補助事業の変更申請書を提出いただき、変更を行っていただきます。内容をもとに、交付決定取り消し通知書を発行します。

Q3-8 「補助金交付決定通知」を受領後に、事業計画の内容に変更が見込まれる場合はどうすればよいか。

A3-8 変更が見込まれた時点で、必ず市までご連絡ください。市に事前の相談無く変更を行い、事業を実施した場合（実績報告後の変更）は認められません。

Q3-9 郵送の場合の申請宛先はどこか。

A3-9 〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

経済部産業振興課 商工業振興担当 宛てへご郵送ください。

4 提出書類について

Q4-1 令和2年の確定申告をまだしていないので、確定申告書の写しが無い。どうしたらいいか。

A4-1 令和2年分の確定申告が未申告の場合は、令和元年分の確定申告書の写しをご提出ください。

Q4-2 確定申告書の写しは全ページ添付する必要があるのか？

A4-2 確定申告書の写しは、市内での事業実態の確認をするために提出いただきますので、

①個人事業主の場合は、少なくとも、青色申告決算書は3ページ目まで、白色申告内訳書は2ページ目までではご提出ください。

②法人の場合は、「法人税申告書の別表一」と「法人事業概況説明書」をご提出ください。

Q4-3 申請書の記入方法がわからない。

A4-3 記入例を参考にしてください。そのうえでご不明な点がある場合は、恐れ入りますが、産業振興課までお問い合わせください。

Q4-4 郵送で申告したため、収受印がない確定申告書しかない場合は、どうしたらいいか。

A4-4 納税証明書を取得いただき、添付していただくようお願いいたします。

Q4-5 令和3年1月1日以降に創業し、確定申告ができない場合は、確定申告書の写しの代わりに何を提出すればよいか。

A4-5 開業届の写しの提出をお願いします。未届けの場合、茅ヶ崎市市民税課へご提出ください。

Q4-6 個人で、開業資金を調達するためのクラウドファンディングを行いたい。対象となるか。

A4-6 申請時に開業届を提出していることが必須となります。

5 補助金の交付について

Q5-1 申請から交付までにどのような手続きが必要ですか。

A5-1 申請から交付までの流れは次のとおりです。

① 補助金の交付申請 → ② 「補助金交付決定通知書」受領 → ③ 事業（資金調達）開始 → ④ 事業完了 → ⑤ 実績報告 → ⑥ 補助金の受給となります。

補助金を受け取るためには、補助金の交付申請に加え、事業完了後、市への実績報告が必要

です。①から②の期間は1～2週間程度、⑤から⑥の期間は2～3週間を予定しています。なお、申請数や審査の過程における処理時間により、補助金の交付までに要する期間は前後しますので、あくまでも目安になります。

また、何月何日に振り込まれるか？といったお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

Q5-2 補助金は課税所得となるのか？

A5-2 法人税法では、原則として、補助金や助成金などによる収入を含めたすべての所得が課税対象になり、補助金についても例外扱いはされていません。ただし、交付段階で税金が引かれる（源泉徴収される）ということではなく、事業による収入から経費などを差し引いた「事業所得」に対して、法人税が課されることとなります。